

地域密着型サービス事業者の指定更新について
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
マザアスホームだんらん流山の指定更新について

1 提案への経緯

(1) 指定の根拠

地域密着型サービスは介護保険法第78条の2及び第115条の12により市町村長が指定する。事業者の指定に当たっては、『流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例』及び『流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例』に規定する指定に係る基準により判断する。また、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定により、あらかじめ地域密着型サービス運営協議会委員の知見を活用し、意見を反映させたいうで指定するものである。

(2) 申請による提案

申請日：平成27年1月6日

申請者：株式会社 マザアス

代表取締役 吉田 肇

2 今回指定を受けようとする事業所

(1) 事業所

流山市向小金2丁目561番地の1

マザアスホームだんらん流山

(2) 指定期間 平成27年3月1日から平成33年2月28日

(3) サービスの内容

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 事業規模

定員：9人

職員

管理者：1人（常勤兼務）

計画作成担当者：2人（常勤兼務1人、非常勤兼務1人）

介護従事者：8人

（常勤専従6人、非常勤兼務1人）

(5) 施設等

木造 延床面積 257.53㎡

スプリンクラー消火設備、自動火災報知機、消火器、誘導灯

(6) 運営

料金

法定代理受領分：1割負担分

介護職員処遇改善加算 I

医療連携体制

法定代理受領以外分：

- ・食費 2,100円/日
- ・水道光熱費 10,000円/月
- ・家賃 94,000円/月
- ・運営管理費 39,000円/月
- ・日用品その他は実費